

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年5月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500212 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600010 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日に訂正し、昭和 52 年 10 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月 21 日から昭和 60 年 12 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたが、同社本社から同社 B 支店に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給料明細書、雇用保険の被保険者記録及び A 社の後継事業所である C 社から提出された人事記録から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し（昭和 52 年 11 月 1 日に A 社本社から同社 B 支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給料明細書で確認できる厚生

年金保険料控除額から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は当時の資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失年月日を昭和 52 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 21 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和 52 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500205 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600012 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年 12 月 1 日から同年 11 月 28 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 33 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日までの訂正後の期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）： 女（妻）
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 4 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 大正 15 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間： 昭和 33 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日まで

私の夫は、昭和 20 年 12 月から昭和 60 年 3 月まで A 社に継続して勤務していたが、同社 C 支店から同社 B 支店の異動において、私が所持している夫の同社に係る辞令書を見ると、昭和 33 年 11 月 27 日付けで同社 B 支店に異動となっているのに、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、夫の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録、請求者が提出した訂正請求記録の対象者の同社に係る辞令書、同社から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴簿及び同社の陳述により、訂正請求記録の対象者は、

当該期間において、同社に継続して勤務し（昭和 33 年 11 月 27 日に A 社 C 支店から同社 B 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店に係る昭和 33 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 33 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500203 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600001 号

第 1 結論

昭和 61 年＊月から平成元年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年＊月から平成元年 4 月まで

私の国民年金については、加入手続を失念していたことに気付き、平成元年 4 月頃に、両親が A 市役所へ行き、20 歳まで遡って加入手続を行い、その際に、請求期間の国民年金保険料全てを現金で納付したのに、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を平成元年 4 月頃と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、平成 3 年 5 月頃に A 市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる上、オンライン記録によると、請求者の平成元年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料が同年 6 月 28 日に過年度納付されたことが確認できることから、時効が成立する前の納付可能な期間の保険料を納付し、請求期間の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

また、戸籍の附票によると、請求者は、20 歳到達前から現在まで継続して A 市に住所を有していることが確認でき、請求者に対し、同市が複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡はない。

さらに、A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV データ）によると、請求期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておら

ず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与したとする請求者の母親からは、「平成元年４月頃にＡ市役所に加入手続に行き、同市役所窓口において、未納分を全て夫が納付した。」というほかに、請求期間に係る加入手続の時期及び保険料納付の状況について具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500197 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600002 号

第 1 結論

昭和 57 年 10 月から昭和 59 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月から昭和 59 年 9 月まで

私は、昭和 59 年 7 月頃に A 市役所から国民年金への加入の案内ハガキが送付されたので、同市役所で国民年金の加入手続を行った。

A 市役所の担当者から、年金制度に加入していない空白期間が発生しないように国民年金に加入し、国民年金保険料を遡って納付する必要があると説明され、遡って国民年金に加入した。その際、手続した窓口で納付書が発行されたので、勤務した会社を退職後に受給した失業給付金にて一括で約 30 万円を納付したのに、請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、勤務した会社を退職後に受給した失業給付金にて一括して約 30 万円を納付した。」と主張している一方で、遡って加入した期間の国民年金保険料を 1 度だけ一括して納付した記憶がある旨を陳述しているところ、請求者から提出された雇用保険受給者証の写しから、昭和 58 年 1 月から同年 4 月までにおいて、納付したと主張する額以上の失業給付金が支給されていることが確認できるものの、A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 62 年 1 月 29 日に請求期間直後の昭和 59 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料（11 万 8,200 円）が一括して過年度納付された記録が確認でき、当該納付記録は請求者の陳述等と符合している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びオンライン記録から、昭和 61 年 11 月 5 日に払い出されたことが確認でき、この頃に加入手続が行われ、昭和 59 年 7 月 23 日に遡って資格取得していることが確認できることから、請求期間のうち昭和 57 年 10 月から昭和 59 年 6 月までの期間は未加入期間

であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までについては、加入手続時点において、既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、「昭和 59 年 7 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。」と陳述しているが、上記被保険者名簿には、「職権」及び「職 61 年」の表示印が押され、資格取得日が「昭和 59 年 7 月 23 日」と記載されていることから、請求者は昭和 61 年度において職権適用により国民年金の被保険者資格を遡って取得したものと推認できる。

加えて、請求者は、具体的な納付時期等を覚えておらず、請求期間の国民年金保険料を一括して納付する際に、請求者の母親に相談したことがあるとしているが、母親は、「請求者からの相談時期、国民年金保険料の納付時期及び納付額について、覚えていない。」と陳述している。

その上、改製原戸籍の附票等によると、請求者は、20 歳に到達する以前から現在まで継続して A 市に住所地があることが確認でき、請求者に対し、同一市町村が別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難いほか、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500198 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600003 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで

私は、大学 4 年生になった昭和 56 年 4 月に A 市から実家のある B 市に住所を移した際、同市で国民年金に加入し、その 2 か月又は 3 か月後に姉も国民年金に加入した。

請求期間の国民年金保険料は、姉が私及び両親を含めた 4 人分をまとめて金融機関で毎月納付していたのに、私だけ当該期間が未納の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 4 月頃に B 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 60 年 6 月下旬頃に同市において払い出され、この頃に加入手続が行われ、昭和 55 年 4 月 1 日に遡って資格を取得していることが確認でき、請求者の主張する加入手続の時期と相違する。

また、上記手帳記号番号の払出時点において、請求期間のうち昭和 55 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの期間は、保険料納付の時効により国民年金保険料を納付することはできない上、B 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、当該払出時点で時効成立前である昭和 58 年 4 月から昭和 60 年 3 月までに係る保険料（過年度保険料）が納付された記録は見当たらず、請求者の保険料を納付していたとする請求者の姉は、当該期間の保険料を過年度保険料として納付した記憶はない旨を陳述している。

さらに、請求者が国民年金の加入手続を行った際（昭和 56 年 4 月頃）に交付されたとして提出した年金手帳には、上記手帳記号番号が記載され、資格取得日が昭和

55 年 4 月 1 日であることが確認できる上、住民票によると、請求者は、A 市から転入した昭和 56 年 4 月 15 日から現在まで継続して B 市に住所地があることから、同一市町村が当該手帳記号番号と別の手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者は、「私が国民年金に加入したことを契機に、姉も国民年金に加入した。」と陳述しているが、請求者の姉に係る B 市が管理した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、姉は、昭和 53 年 9 月 26 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、任意加入は遡って同資格を取得することができないことからすると、請求者が同市に住所地を有した昭和 56 年 4 月 15 日より前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500201 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600009 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 8 月 8 日から昭和 34 年 11 月 20 日まで

私は、請求期間に A 社で勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の同僚への照会の回答から判断すると、請求者は、期間は特定できないものの、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 40 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、A 社に係る「健康保険、厚生年金保険被保険者名簿」により、請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録を確認できる同僚のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうちの 1 人が請求者について記憶していたものの、具体的な陳述は得られず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500215 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 21 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで A 社に勤務し、同社から受け取った給与明細書には厚生年金保険料の控除が確認できるのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 21 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで A 社に勤務したと主張しているところ、請求者が提出した平成 21 年 6 月度、同年 7 月度及び同年 8 月度と表記の給与明細から、各明細において厚生年金保険料が控除されており、勤務したとする期間に 3 か月分の保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に平成 21 年 6 月 1 日に雇用され、同年 8 月 30 日に離職と記録されている上、年金事務所が提出した同社の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」には、備考欄に退職日が「8 月 30 日」と記載され、当該資格喪失届及び同社の事業主から提出された請求者に係る「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」には資格喪失年月日がそれぞれ平成 21 年 8 月 31 日であることが確認でき、当該記録等はオンライン記録と一致している。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の同社の事業主、役員及び同僚等に照会しても、請求者が平成 21 年 8 月 31 日まで勤務していたことをうかがわせる回答又は陳述は得られない。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被

保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 21 年 8 月は、請求者は A 社において厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に控除された厚生年金保険料については、保険料の徴収の対象とはならないことから、厚生年金保険法の規定から被保険者期間として認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500199 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600013 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 5 月まで

私は、昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 5 月まで B 社に勤務し、正社員として配送業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が記憶する「B 社」という商号がある事業所を、事業所名簿検索システムにより検索すると、請求期間に C 地区において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

A 社の元事業主は、「当社は、本社が C 地区に所在し、D 社の販売代理店であった。E 地区に E 支店があり、請求期間当時、私は E 支店長であった。」と回答しており、請求者が記憶する事業所と符合する上、請求期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者からも、元事業主と同様の回答が得られている。

これらのことから判断すると、請求者の記憶する事業所は「A 社」であったと考えられる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記の元事業主は、「当社は平成 20 年 9 月に倒産しており、当時の資料は残っていないので、請求者の勤務実態については不明である。」旨を回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除が確認できない。

また、A 社が加入していた厚生年金基金は、「請求者の A 社に係る加入記録はない。」旨を陳述している上、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、請求者は勤務した当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者 4 名に照会したところ、

全員が、「請求者を覚えていない。」と回答しており、請求者の同社における勤務実態が確認できない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、「厚年整理番号」に欠番もない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500202 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600014 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 28 日まで

A 社に勤務していた期間について、給与は年俸制であり、月間給与、年俸に含まれている年間賞与を 12 か月で割った金額及び毎月の通勤手当を合計した金額は 25 万円を超えており、会社が休業損害証明書に記入した月例給与及び離職票に記入した 1 か月の賃金額も 25 万円を超えているが、年金事務所が記録する標準報酬月額はそれより低い額となっているので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間の年金記録の訂正を請求しているところ、訂正の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間のうち、訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することとしており、これを踏まえると、請求期間のうち平成 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間のうち平成 25 年 12 月 1 日から平成 27 年 5 月 28 日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。
- 2 請求者は、月間給与、年俸に含まれている年間賞与を 12 か月で割った金額及び毎月の通勤手当を合計した金額が毎月の給与額である旨を主張しているところ、請求者が提出した「休業損害証明書（写）」及び「雇用保険被保険者離職票－ 2（写）」に記載されている給与額（賃金額）は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する

報酬月額よりも高い金額であることが確認できる。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳（写）によると、年俸に含まれている年間賞与は毎年7月及び12月に支給されており、請求者が主張する業績賞与（賃金台帳上は「特別賞与」と表示）も年間賞与と併せて支給されていることが確認できる上、請求者に係るオンライン記録を見ると、平成25年7月12日、同年12月13日、平成26年7月15日及び同年12月15日に当該賃金台帳に記載されている賞与額に見合う標準賞与額が記録されていることが確認できることから、請求者に支給されていた毎月の給与に賞与額は含まれていないものと推認できる。

また、A社は、「休業損害証明書及び離職票に記載した給与額は、月間給与額に年間賞与額を12か月で割った金額と毎月の通勤手当を含めた金額であるが、請求者に支給していた毎月の給与額は賃金台帳どおりの金額である。実際の賞与支給月は7月及び12月であり、その他の月に賞与は支給しない。」旨を回答している。

- 3 請求期間のうち平成25年4月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成25年12月1日から平成27年5月28日までの期間について、日本年金機構が保管する平成25年及び平成26年の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、A社が届け出た報酬月額から決定される標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、上記賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたこと、及び継続した3か月間の平均額に見合う標準報酬月額の等級が2等級以上変動した場合に適用となる随時改定に相当する額の変更がないことが確認できることから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500204 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600015 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①について、昭和 58 年 6 月 16 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間、請求期間②について、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までの間、A 社において勤務したと記憶しているが、資格喪失日が月末となっているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した人事記録（写）及び人事異動通知書（写）から、請求者は、請求期間①において、昭和 59 年 4 月 1 日付けで昭和 60 年 3 月 30 日まで任用を日日更新する職員として採用され、昭和 60 年 3 月 30 日に退職したこと、及び請求期間②において、平成元年 4 月 1 日付けで平成 2 年 3 月 30 日まで任用を日日更新する職員として採用され、平成 2 年 3 月 30 日に退職したことが確認でき、当該記録は、オンライン記録と符合している。

また、A 社は、請求者と同じく任用を日日更新する職員については、任用期間最終月の末日は任用しておらず、任用期間最終月の厚生年金保険料は控除していない旨を回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500206 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600016 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から昭和 48 年 1 月 10 日まで
② 昭和 48 年 9 月 20 日から昭和 49 年 4 月 13 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 6 日から同年 11 月 26 日まで
④ 昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 52 年 7 月 16 日まで

請求期間①及び②は A 社に、請求期間③は B 社に、請求期間④は C 社にそれぞれ
勤務していたが、当該期間の標準報酬月額の記録が、記憶している給与額に比べ低
額となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が A 社において厚生年金保険被保険者資格を
取得した日（昭和 47 年 11 月 1 日）の前後の期間（昭和 47 年 7 月 1 日から昭和 48
年 5 月 1 日まで）に同資格を取得した男性従業員 32 名（請求者を除く）の資格取
得時における標準報酬月額は、いずれも請求者の標準報酬月額と同額の 7 万 2,000
円であり、請求者が同社で被保険者資格を再取得した日（昭和 48 年 9 月 20 日）の
前後の期間（昭和 48 年 6 月 1 日から昭和 49 年 1 月 26 日まで）に同資格を取得し
た男性従業員 24 名（請求者を除く）のうち 23 名の資格取得時における標準報酬月
額は、請求者の標準報酬月額と同額の 7 万 6,000 円であることが確認できる（1 名
は 9 万 8,000 円）。

また、請求期間①及び②において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正さ

れているなどの形跡は見当たらない上、当該期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者に文書照会したところ5名から回答があったものの、厚生年金保険料控除等についての具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者は給与明細書等を所持していない上、A社は昭和50年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は既に死亡しているため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

- 2 請求期間③について、請求者がB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和49年5月6日）の前後の期間（昭和49年4月6日から同年8月3日まで）に同資格を取得した男性従業員50名（請求者を除く）の資格取得時における標準報酬月額は、請求者の標準報酬月額より低額である1名を除き、いずれも請求者と同額の12万6,000円であるほか、請求者の当該期間に係る終期である昭和49年10月の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級の20万円であることが確認できる。

また、請求期間③において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない上、当該期間当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者に文書照会したところ3名から回答があったものの、厚生年金保険料控除等についての具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者は給与明細書等を所持していない上、B社は昭和61年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は既に死亡しているため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

- 3 請求期間④について、請求者がC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和50年12月1日）の前後の期間（昭和50年7月1日から昭和51年5月1日まで）に同資格を取得した男性従業員40名（請求者を除く）の資格取得時における標準報酬月額は、15名が5万2,000円、19名が5万6,000円及び6名が6万円となっており、請求者の標準報酬月額（5万2,000円）のみが当該従業員と比べて特に低い額とまではいえない。

また、請求者の標準報酬月額が18万円に改定された昭和51年10月において、上記40名のうち、引き続きC社に在籍していた14名の標準報酬月額は5万2,000円から28万円の範囲内であり、請求者の標準報酬月額（18万円）のみが特に低い額とまではいえない。

さらに、請求期間④において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない上、当該期間当時、C社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者に文書照会したところ5名から回答があったものの、厚生年金保険料控除等についての具体的な回答を得ることができない。

加えて、請求者は、給与明細書等を所持していない上、C社は平成11年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は既に死亡し

ているため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。